

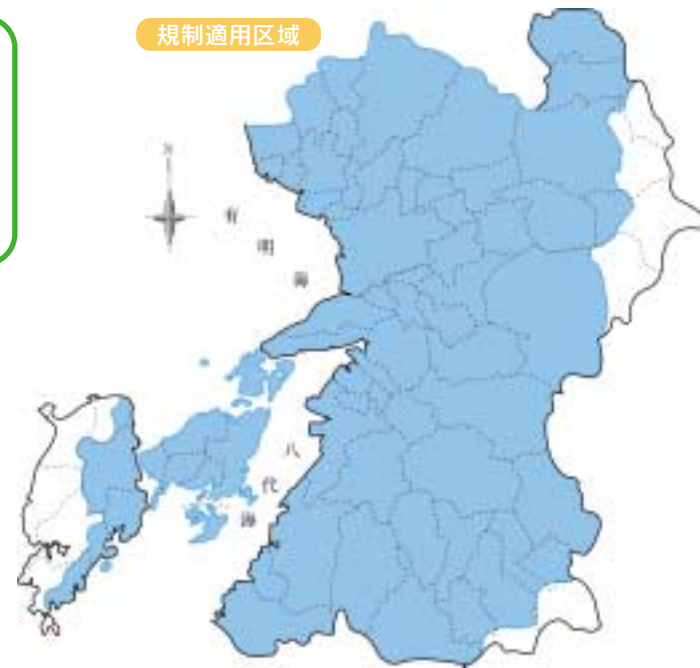
「熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則」が一部改正されました!!

1 「排水施設」に小規模し尿処理施設が追加されます。

- ① 対象施設は、201人槽以上500人槽以下のし尿浄化槽とします。
- ② 規制適用区域は、有明海及び八代海水域とします。

有明海及び八代海水域とは？

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された指定地域のうち熊本県に属する地域を指します。



③ 排水基準が設定されます。

小規模し尿処理施設のみを設置し一日平均排水量20m³以上の工場又は事業場について、BOD又はCODの排水基準*は次のとおりです。

* 海域及び湖沼以外の公共用水域(例えば、河川等)に排出する場合は、BODが適用されます。一方、海域及び湖沼に排出する場合は、CODが適用されます。

- 一日平均排水量 20m³以上50m³未満の工場又は事業場
 最大160mg/l 日間平均120mg/l
- 一日平均排水量 50m³以上の工場又は事業場
 - 既設の浄化槽 最大 90mg/l 日間平均 60mg/l
 - 新設の浄化槽 最大 40mg/l 日間平均 20mg/l
 (但し、平成13年4月1日の浄化槽法改正以前に設置された単独処理浄化槽)
 - 既設の浄化槽 最大120mg/l 日間平均 90mg/l

※BOD又はCODの項目以外の水素イオン濃度等の項目に係る排水基準は、これまでの熊本県生活環境の保全等に関する条例に定める排水基準と変わりません。

2 排水基準項目に窒素、りんが追加されます。

① 規制対象事業場は次のとおりです。

- 一日平均排水量50m³以上の米粉製造業及び給食施設
- チップ製造業の用に供する湿式チップパー
- 塗装水洗ブース施設
- 酸またはアルカリによるものを除く金属の洗浄及び表面処理施設
- 電気めっきを除くめっき施設を設置する工場又は事業場
- 新設の小規模し尿処理施設のみを設置する工場又は事業場

② 規制適用区域は、有明海、八代海、羊角湾及び瀬戸内海に流入する公共用水域とします。

有明海、八代海、羊角湾及び瀬戸内海に流入する公共用水域とは？

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された指定地域のうち熊本県に属する地域

+

羊角湾に流入する公共用水域(牛深市の一部、河浦町の一部)

+

瀬戸内海に流入する公共用水域(阿蘇市の一部、産山村の一部、高森町の一部)

を指します。



③ 排水基準が設定されます。

排水基準は次のとおりです。(水質汚濁防止法で定める基準と同じ基準が設定されています。)

- 窒素含有量
 最大120mg/l 日間平均60mg/l
- りん含有量
 最大 16mg/l 日間平均 8mg/l

3 平成20年4月1日から施行されます。

